

前橋市高等職業訓練促進給付金等事業

就職の際に有利で6か月以上のカリキュラム就業が必要な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父へ学校に通う期間の生活費の負担軽減のための給付をします。

【訓練促進給付金】

対象者は前橋市内にお住いのひとり親家庭の母又は父で次の①～⑤すべてあてはまる人

- ① 受講開始時に、20歳未満のお子さんを養育していること
- ② 児童扶養手を受給している、または同等の所得水準であること
(所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り引き続き本給付金を受給可能です。)
- ③ 仕事と修行訓練、又は育児と修行訓練の両立が困難であると認められるもの
- ④ 高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
- ⑤ 過去に訓練促進給付金等の支給を受けていないこと

【訓練促進継続給付金】※継続して支給を受ける場合は申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金を受給している人で、児童が20歳到達後も引き続き修業し児童等を扶養している場合は、給付金を受けることができます。

対象者は前橋市内にお住いのひとり親家庭の母又は父で次の①～⑤すべてあてはまる人

- ① 高等職業訓練促進給付金を受給していること
- ② 20歳以上のお子さん等を扶養していること
- ③ 児童扶養手を受給している、または同等の所得水準であること
(所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り引き続き本給付金を受給可能です。)
- ④ 高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
- ⑤ 過去に訓練促進給付金等の支給を受けていないこと

下記の支援制度は本給付金と併給できません。必ず事前にハローワークへご相談ください。

《ハローワーク支援制度》 ハローワークまえばし 027-290-2111

- 教育訓練支援給付金・・・専門実践教育訓練給付金の受給資格がある45歳未満で一定の要件を満たし失業状態の人
- 求職者支援制度・・・雇用保険を受給できない人で、特定求職者に該当する人
- 訓練延長給付金・・・雇用保険を受給できる人で、失業給付基本手当の支給が延長される人(最長2年)

対象資格

A：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等

B：雇用保険制度の指定講座で、受講が6か月以上の一部の講座

- ・一般教育訓練の『情報関係』に分類される講座

※予め録画・制作した映像等を利用するe-ラーニング・オンデマンド等のみの受講は対象外です。

- ・特定一般教育訓練または専門実践教育訓練の対象講座

対象講座について国の検索システムにてご確認ください



支給額・支給期間

○訓練促進給付金・訓練促進継続給付金

世帯区分	支給金額 (最終学年の12か月)	支給期間
非課税	月額100,000円 (月額140,000円)	修学期間に相当する期間
課税	月額70,500円 (月額110,500円)	(上限4年間)

注意：世帯区分とは、申請者だけではなく一緒に住んでいる家族全員の市民税の課税状況によって決定します。

家族の中に市民税課税の人がいる場合は、申請者が非課税でも課税世帯の支給額になります。

※准看護学校から引続き高等看護学校へ進学した場合に限り5年間支給可能です。(R8.4月改正)

○修了支援給付金・修了支援特別給付金

世帯区分	支給金額	支給時期
非課税	50,000円	修了後に支給 (修学開始時と修了時ともに受給要件を 満たしている人に限ります)
課税	25,000円	

【算定の基礎となる所得の対象月】

対象年	令和 7 年		令和 8 年		令和 9 年	
支給月	1 月～ 7 月	8 月～ 1 2 月	1 月～ 7 月	8 月～ 1 2 月	1 月～ 7 月	8 月～ 1 2 月
所得	令和 5 年分	令和 6 年分	令和 7 年分	令和 7 年分	令和 8 年分	令和 8 年分
養育費 8 割						

支給の条件

毎月出欠席証明書の提出が必要です。(提出スケジュールに沿ってご提出ください)

履修が確認できない月の給付金の支給はありません。

※養成機関へ出欠席証明書の発行が可能か確認をご自身でお願いします。

必要な書類

事前相談	受講講座の資料、事前相談票（6ページ）、合格通知
訓練促進給付金支給申請	事前相談済証、在学証明書、マイナンバーカード、振込先口座 児童扶養手当証書、受講講座の資料等 ※通学開始後速やかに手続してください (申請月から支給となり、さかのぼりの支給はしませんのでご注意ください。)
修了支援給付金・ 修了支援特別給付金支給申請	マイナンバーカード、振込先口座、修了証明書、児童扶養手当証書等

その他手続きが必要な場合

- ・住所、氏名、口座等が変更になったとき
- ・課税状況が変更になったとき
- ・新たに家族が増えたとき
- ・休学・復学したときなど

支給停止する場合

- ・ひとり親でなくなったとき
- ・市外へ住所変更したとき
- ・その他支給要件を満たさなくなったなど

《主な支給例》 パターン1.2は、5年間支給可能となりました。(R8.4月改正)

パターン1 准看護学校→高等看護学校へ進学（高校卒業又は高等学校卒業程度認定試験合格者のみ）

准看護学校		高等看護学校		
1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
支給	支給	支給	支給	支給（増額）

パターン2 2年課程の養成機関の場合（准看護師等）

准看護学校		進路変更で 続けて進学 	高等看護学校		
1年次	2年次		1年次	2年次	3年次
支給	支給（増額）		支給	支給	支給

パターン3 3年課程の養成機関の場合（看護師、美容師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等）

1年次	2年次	3年次
支給	支給	支給（増額）

パターン4 4年家庭の養成機関の場合（保健師、助産師、管理栄養士等）

1年次	2年次	3年次	4年次
支給	支給	支給	支給（増額）

～高等職職業訓練促進資金貸付事業について～

高等職業促進給付金の受給者に対して、入学準備金および就職準備金の貸与をします。
資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して
従事した場合は返還を免除します。

※ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金との併用はできません。

問合せ先 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課 027-255-6031

手続きの流れ

相談・制度説明

制度、手続きの流れについてご説明し、生活状況等ヒアリングをします。
事前相談時に必要な「事前相談票」をお渡しします。

事前相談（面談）

合格後（受講の場合は申し込みをする前）「事前相談票」を記入のうえ、
事前相談へお越しください。

【自立支援プログラム】を作ります。
※事前相談は予約が必要です。

自立支援プログラムとは
自立に向けた課題などを分析し、
自立目標や支援内容を策定するも
のです。

～通学開始～

支給申請

通学開始日以降、【在学証明書】を持参し支給申請書を提出してください。
※4月入学 ⇒ 4月中に申請

支給決定

審査後、前橋市から決定通知書をお送りします。
※申請月からの支給となり、さかのぼりの支給はしませんのでご注意ください。

出欠席証明書の提出（毎月）

学校の証明印が押された【出欠席証明書（原本）】を提出してください。

現況確認

収入など受給要件に該当するかどうか確認します。
※所得状況などに変更がある場合【変更届】が必要です。

継続の確認（4月）

学年が上がるごとに養成機関の長が証明する【単位取得証明書・成績証明書
・在学証明書】の提出が必要です。

※留年など、単位の所得が進んでいない場合は、支給を停止する場合があります

卒業

要件に該当する方は【修了支援給付金】の申請をしてください。
※卒業日から起算して30日以内

お問い合わせ先

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号

前橋市子ども支援課 子育て給付係

027-220-5701